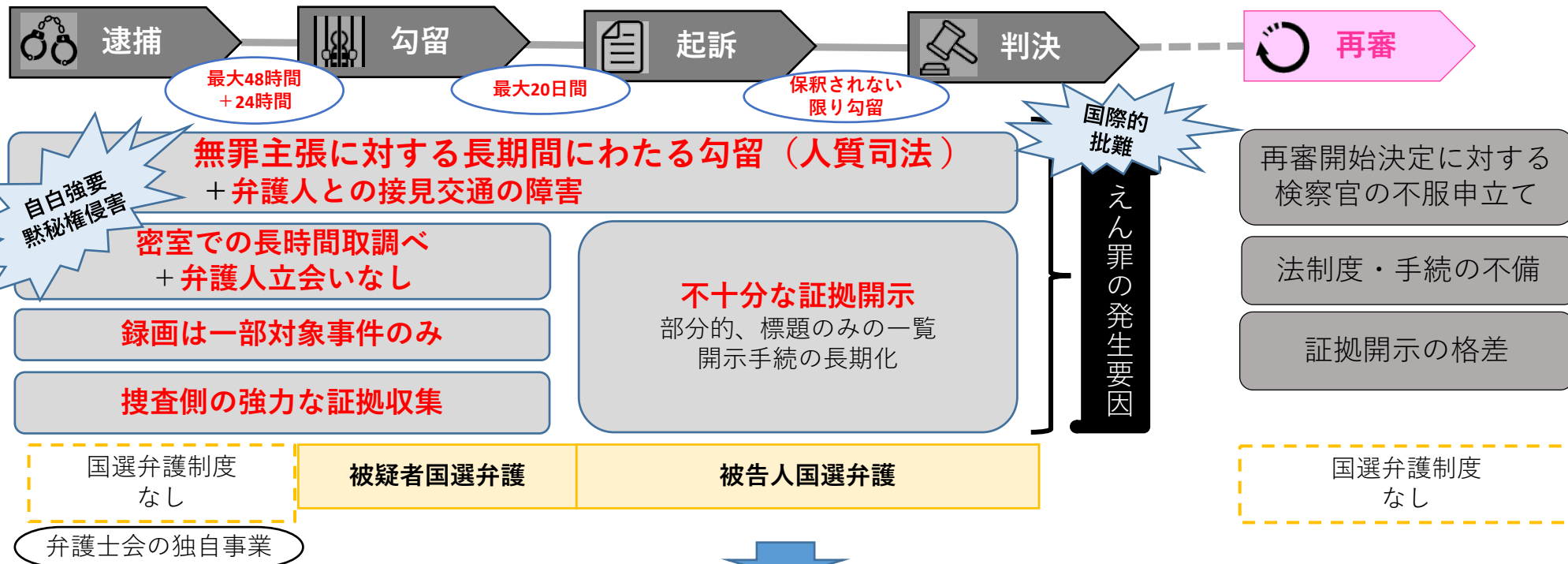


えん罪防止のための刑事司法改革課題

日本の刑事手続の現状～ひとたび被疑者・被告人となった国民が直面する脅威～



グローバルスタンダードに適合した刑事手続の適正化

保釈の運用の適正化
接見交通手段の拡充 (オンライン接見の権利化、刑事施設の維持・整備)

録音・録画の対象拡大
弁護人を立ち会わせる権利の確立

全面的な証拠開示
証拠開示制度の見直し

国選弁護制度の拡大、国選弁護報酬の適正化

国民の権利擁護
えん罪防止の観点からの
刑事司法改革
所要の予算措置
が必要です

IT化時代におけるえん罪防止のための刑事司法改革

☆国家戦略にも位置付けられている「刑事手続のデジタル化」

●令和2年7月17日閣議決定「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

刑事手続についても、そのデジタル化を行うことは、捜査手続に関与する国民の負担軽減につながり、また、感染症の感染拡大時にも円滑・迅速な公判手続を可能とする観点から有用であると考えられ、デジタル化を早期に実現することは、関係者の権利利益の保護に資する。

⇒令和4年3月 法務省：刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会取りまとめ

●令和4年5月27日規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申～コロナ後に向けた成長の「起動」～」

司法は、我が国の社会の基盤であり、その手続の在り方は、国民生活や事業活動に深い影響を及ぼしている。政府としても、司法部における自律的判断を尊重しつつ、社会のデジタル化を進める上で必要不可欠な司法手続のデジタル化に向け、積極的に取り組むことが求められる。

●令和4年6月7日閣議決定「規制改革実施計画」

- ・令和5年度中の所要の法案提出を視野
- ・令和7年度中の一部施策の運用開始を視野

⇒令和4年7月～ 法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会

- ① 書類の電子データ化・発受のオンライン化
- ② 捜査・公判における手続の非対面・遠隔化

に関する法整備議論

国民の負担軽減
権利擁護

社会基盤
としての司法

「刑事手続のデジタル化」で期待される、国民の権利擁護の観点からの刑事手続の法整備

書類の電子データ化・発受のオンライン化

データによる証拠開示

裁判の迅速化
謄写費用の大幅な削減

デジタル基盤整備

警察署・拘置所におけるオンライン接見の権利化・外部交通設備の充実

弁護士－被疑者・被告人間の
連絡手段の充実化

刑事施設の維持・整備

録音・録画対象の拡大（全件、在宅被疑者・参考人）

取調べの適正化
検証手段の充実化

警察署・拘置所における録音・録画設備の拡充